

Gyomuca 利用規約改定のお知らせ

いつも Gyomuca サービスをご利用いただきありがとうございます。

この度、Gyomuca 利用規約の一部を改訂いたしますのでご案内いたします。

利用規約改定の主な内容

- ・第 15 条(退会および会員資格の喪失)1 項に関して、一部内容変更を実施。

詳しい変更内容につきましては、以下の新旧対照表をご確認ください。

旧	新
<p>第 15 条(退会および会員資格の喪失)</p> <p>1.会員は、<u>Gyomuca 残高がゼロの場合</u>、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が <u>Gyomuca の会員資格を喪失</u>した場合、Gyomuca サービスの<u>利用</u>ができなくなります。</p> <p>2.会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による Gyomuca の利用を直ちに中止させ、Gyomuca 残高をゼロとすることができます。</p> <p>(1) Gyomuca を偽造または変造もしくは改ざんした場合。</p> <p>(2) Gyomuca を不正に使用・利用した場合。</p> <p>(3)申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます)。</p> <p>(4)会員が暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます)に該当することが判明した場合。</p> <p>(5)その他、会員が本規約に違反した場合。</p> <p>(6)上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。</p> <p>3.会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切の Gyomuca サービスを利用できなくなります。この場合、Gyomuca 残高、Gyomuca ポイントはゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。</p>	<p>第 15 条(退会および会員資格の喪失)</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法により退会することができます。会員が<u>退会</u>した場合には、<u>一切の Gyomuca サービス</u>を利用できなくなります。<u>この場合、Gyomuca 残高、Gyomuca ポイントはゼロとなり、また、現金の払い戻し、次回入会時の個人情報・Gyomuca 残高・Gyomuca ポイントの引継ぎも行われません。</u></p> <p>2. <変更なし></p> <p>3. <変更なし></p>

以上。

目的

第1条(目的)

本規約は、株式会社神戸物産(以下「当社」といいます)が発行する、以下に定義した Gyomuca 電子マネーサービス及び Gyomuca ポイントサービス(以下2つのサービスを総称して「Gyomuca サービス」といいます)のご利用について規定するものであり、会員が Gyomuca を利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

(1) Gyomuca とは、当社発行の前払式証票である加減算型カード(以下「Gyomuca カード」といいます)および業務スーパー公式アプリを情報記録媒体とするカード(以下「Gyomuca モバイルカード」といいます)の総称で、Gyomuca 電子マネーを繰り返し入金することができ、また入金された Gyomuca 電子マネーをもって Gyomuca 取扱店において商品等を購入することができる機能とポイントの加減算ができる機能を備えたものをいいます。

(2) Gyomuca 電子マネーとは、Gyomuca にチャージされた貨幣価値の電子データをいいます。なお、チャージ機及び業務スーパー公式アプリ内では「基本バリュー」と表示されます。

(3) チャージとは、会員が、当社所定の方法で現金を入金することにより、Gyomuca に Gyomuca 電子マネーを加算することをいいます。

(4) 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承諾のうえ、Gyomuca 電子マネーサービスの利用を申し込まれた個人で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承諾するものとします。

(5) Gyomuca 取扱店とは、当社が指定する店舗(以下「カード取扱店」といいます)または施設をいいます。

(6) Gyomuca 電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店において、物品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます)の対価の全部または一部の支払いとして、Gyomuca 電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

(7) Gyomuca ポイントサービスとは、会員が現金を Gyomuca にチャージした時、またはカード取扱店において指定商品等の購入を行った時に付与されるポイントサービスをいいます。

(8) Gyomuca 残高とは、Gyomuca にチャージされ、会員が利用することのできる Gyomuca 電子マネーの量をいいます。

(9) 利用端末とは、カード取扱店に設置された、Gyomuca の読取りおよび引き去り、取引データの記録その他の Gyomuca を利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。

(10) チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

(11) 業務スーパー公式アプリとは、Gyomuca サービスを利用するために必要な携帯電話向けのアプリケーションソフトをいいます。

(12) Gyomuca 携帯電話とは、会員が Gyomuca モバイルカードを利用するために業務スーパー公式アプリをインストールするための携帯電話をいいます。

第3条(Gyomuca の発行)

- 1.当社は、カード取扱店または業務スーパー公式アプリにおいて Gyomuca を発行するものとします。
- 2.会員は、Gyomuca カードを受け取った時は、当該 Gyomuca の所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。また、原則、Gyomuca は、会員本人以外は使用できません。
- 3.会員は、善良なる管理者の注意をもって Gyomuca を使用し管理しなければなりません。また、原則、会員は、Gyomuca を貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- 4.会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。
- 5.会員は、退会または会員資格を喪失したときは、Gyomuca カードを当社に返却するものとします。

第4条(利用前の準備)

- 1.会員が Gyomuca モバイルカードを利用するためには、会員ご自身の費用と負担で携帯電話を入手し、通信事業者との間で必要な契約を締結する等、Gyomuca サービスを利用するために必要な環境を整えるものとします。なお、ご利用いただける携帯電話の機種は、当社のホームページ等で確認することができます。 <
<https://www.gyomusuper.jp/gyomuca/>>
2. 携帯電話の品質または欠陥に関する問題については、当社は、当社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該携帯電話の提供者との間で解決するものとします。
- 3.会員は、携帯電話で Gyomuca サービスの利用を可能にするための機器操作を、携帯電話の画面上に表示された当社所定の手続きおよび手順に従い、実行するものとします。なお、携帯電話の利用状況等によっては、会員は携帯電話で Gyomuca 電子マネーサービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第5条(不正使用等の禁止)

会員は、Gyomuca の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第6条(チャージ)

- 1.会員は、チャージ端末で当社所定の金額単位でチャージすることができます。
- 2.会員は、一つの Gyomuca に対して、Gyomuca 残高 100,000 円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は 49,000 円です。

第7条(Gyomuca 電子マネーサービスの利用)

- 1.会員は、カード取扱店で Gyomuca 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 2.会員がカード取扱店で Gyomuca 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の Gyomuca から利用額に相当する Gyomuca 電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該 Gyomuca 電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。なお、Gyomuca 電子マネーの利用においては、有効期限が先に到来する分より利用されます。
- 3.会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された Gyomuca 残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。

4.会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できる Gyomuca は、一つです。

5.会員は、Gyomuca 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される Gyomuca 残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該 Gyomuca 残高について誤りがないことを了承したものとします。

第8条(Gyomuca ポイントサービスの利用)

1. Gyomuca ポイントサービスについては、ポイント自体のご利用はいただけません。

2. 1,000 円チャージするごとに 5 ポイントが加算されます。その他、カード取扱店において指定された商品またはお買い上げ金額等によりポイントが付与される場合があります。なお、1 ポイント未満の端数が出る場合は、切捨てとなり、ポイントは付与されません。

3. 100 ポイント毎に Gyomuca 電子マネー100 円相当額のクーポンバリューとして振替えます。振替は 100 ポイント達成日の翌日にクーポンバリューに自動的に振替えられ、振替分のポイントは自動的に差し引かれます。なお、クーポンバリューについては、本規約において、特記事項がない限り Gyomuca 電子マネーと同様に取り扱います。

第9条(Gyomuca 残高及び Gyomuca ポイントの確認)

Gyomuca 残高及び Gyomuca ポイントは、Gyomuca サービス利用時のレシート、チャージ端末、Gyomuca 残高・ポイント照会サイトにて、Gyomuca モバイルカードについては、前記に加え、業務スーパー公式アプリにて確認することができます。

第10条(Gyomuca の合算)

会員は、Gyomuca 電子マネー及び Gyomuca ポイントを他の Gyomuca に移転することはできません。

第11条(Gyomuca の発行手数料)

1.会員は、Gyomuca の発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。

2.当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第12条(Gyomuca 電子マネーサービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、Gyomuca 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびに Gyomuca 残高の確認をすることができません。

(1) Gyomuca 電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) Gyomuca ・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

第13条(Gyomuca 電子マネー及び Gyomuca ポイントの有効期限)

1. Gyomuca 電子マネーは、最後に Gyomuca 電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から 3 年で失効します。

2. Gyomuca ポイントは、最後に Gyomuca ポイントを取得した日から 1 年で失効します。

3. 第 8 条第 3 項によりクーポンバリューに振り替えられたものは、振替日の翌日から 30 日間で失効します。

第 14 条(業務スーパー公式アプリへのログイン不能時の免責)

当社は、会員による Gyomuca 携帯電話の機種、キャリア、メールアドレス等の変更に伴う業務スーパー公式アプリへのログイン不能等について、一切責任を負いません。

第 15 条(退会および会員資格の喪失)

1. 会員は、当社所定の方法により退会することができます。会員が退会した場合には、一切の Gyomuca サービスを利用できなくなります。この場合、Gyomuca 残高、Gyomuca ポイントはゼロとなり、また、現金の払い戻し、次回入会時の個人情報・Gyomuca 残高・Gyomuca ポイントの引継ぎも行われません。

2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による Gyomuca の利用を直ちに中止させ、Gyomuca 残高をゼロとすることができます。

(1) Gyomuca を偽造または変造もしくは改ざんした場合。

(2) Gyomuca を不正に使用・利用した場合。

(3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます)。

(4) 会員が暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます)に該当することが判明した場合。

(5) その他、会員が本規約に違反した場合。

(6) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

3. 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切の Gyomuca サービスを利用できなくなります。この場合、Gyomuca 残高、Gyomuca ポイントはゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第 16 条(換金等不可)

第 23 条の場合を除き、Gyomuca 電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第 17 条(Gyomuca カードの破損・汚損時の再発行等)

1. 当社は、Gyomuca カードの破損・汚損等の理由により会員が Gyomuca カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した Gyomuca カードと引き換えに新しい Gyomuca カードを再発行します。この場合、会員に、第 11 条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

2. 前項により Gyomuca カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された Gyomuca カード残高が再発行された Gyomuca カードに引き継がれます。

第 18 条(Gyomuca 喪失時の再発行等)

1. 当社は、会員から紛失・盗難等により Gyomuca カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該 Gyomuca について使用停止の措置(以下「使用停止措置」といいます。)をとるものとします。

2. 当社は、第三者から Gyomuca カードを拾得した旨の届け出があった場合、当該 Gyomuca について、使用停止措置をとる場合があります。

3. 前二項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。

4. 当社は、紛失・盗難等により Gyomuca カードを喪失した場合、会員が Gyomuca カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、Gyomuca カードを再発行します。この場合、会員は第 11 条に定める発行手

料金を支払うものとし、なお、再発行した Gyomuca カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとし、

5. 前項により Gyomuca カードが再発行された場合は、当社による Gyomuca カードの使用停止措置が完了した時点の Gyomuca カード残高が、再発行された Gyomuca カードに引き継がれるものとし、ただし、当社所定の方法による本人確認が完了し、当社が認めた場合に限り、

6. Gyomuca カードの再発行後、会員が喪失した Gyomuca カードを発見した場合、会員は、発見した Gyomuca カードを破棄するものとし、

7. 会員は、Gyomuca 携帯電話の破損・汚損・喪失等により Gyomuca モバイルカードが使用できない状態になった場合、別の Gyomuca 携帯電話より登録済みのアカウントでログインすることができます。ただし、登録時のメールアドレスに送られてくる認証コードの入力できない場合はログインできないことを会員は了承し、

8. 前項ただし書きの場合、会員からの Gyomuca 携帯電話破損・汚損・喪失等の届出に基づき、当社は、会員が喪失した Gyomuca モバイルカードについて、使用停止措置をとります。なお、会員が当該届出を撤回することはできません、

9. 前項の使用停止措置後、会員が別の Gyomuca 携帯電話で Gyomuca モバイルカードを再発行した場合は、当社による Gyomuca モバイルカードの使用停止措置が完了した時点の Gyomuca モバイルカード残高が、新しい Gyomuca モバイルカードに引き継がれるものとし、ただし、当社所定の方法による本人確認が完了し、当社が認めた場合に限り、

10. 会員が Gyomuca の紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承し、なお、使用停止措置が完了する前に、Gyomuca 残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません、

第 19 条(カード取扱店との紛議)

1. 会員が、Gyomuca 電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決し、

2. 前項の場合においても、会員は、当社に対し、Gyomuca 電子マネーの利用の取消し等を求めることはできません、

第 20 条(個人情報の収集・利用)

1. 会員(本条においては、Gyomuca サービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および Gyomuca サービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます。)を、当社が

必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意し、会員のお買い上げ履歴等の情報を、将来それを分析し、当社の品揃えや売場の改善に役立てる場合があります、

2. 前項の情報は、販売促進活動以外には使用致しません。ただし、商品情報等のご案内の業務の一部を秘密保持契約を締結した業者に委託する場合があります。委託業者は業務を遂行するために必要な情報に接し、これを利用しますが、その他の目的に利用する事はありません、

第 21 条(反社会的勢力の排除)

会員(本条においては Gyomuca サービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、

第 22 条(規約の変更)

1.当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができます。また、当該告知後、会員がチャージ、Gyomuca サービスを利用した商品等の購入、Gyomuca 残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

2.前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 23 条(Gyomuca サービスの終了)

1.当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、Gyomuca サービスを全面的に終了することができます。

(1) 社会情勢の変化。

(2) 法令の改廃。

(3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

2.前項の場合、会員は当社の定める方法により、Gyomuca 残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができます。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾します。

第 24 条(制限責任)

第 12 条に定める理由およびその他の理由により、会員が Gyomuca サービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負いません。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第 25 条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 26 条(業務委託)

当社は、本規約に基づく Gyomuca サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができます。

第 27 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾します。

第 28 条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されます。

【ご相談窓口】

Gyomuca に関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

お問い合わせ全般フリーダイヤル : 0120-990-889(土日、年末年始を除く 9:30~17:00)

カード紛失専用フリーダイヤル : 0120-990-359(24 時間・365 日)

兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1 株式会社神戸物産 Gyomuca サポートセンター